和泉市訓令

都市デザイン部建築住宅室

和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱を次のように定める。

平成30年9月27日

和泉市長　辻　宏康

和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、和泉市空家バンク制度実施要綱（平成30年10月1日施行。以下「実施要綱」という。）第2条第6号に規定する登録事業者の登録事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意味）

第2条　この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるところによる。

（登録事業者の要件）

第3条　登録事業者となることができるものは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であり、次のア及びイに該当するものであること。

ア　不動産業界団体に所属していること

イ　和泉市内又は泉州地域に事業所がある等、本市の不動産に精通していること

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）と認められる者が所属していないこと。

（登録事業者の募集）

第4条　市長は、ホームページ等により、和泉市空家バンク制度の趣旨を理解し、賛同する宅地建物取引業者を募集するものとする。

（登録方法）

第5条　登録事業者となることを希望するものは、和泉市空家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）に次の必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1)　宅地建物取引業者免許証（写）

(2)　重要事項説明書（見本）

(3)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、当該申請を行った事業者を登録事業者として登録するものとす

る。

3　市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録した旨を和泉市空家バンク制度事業者登録完了通知書（様式第2号）により当該登録事業者に通知するものとする。

4　市長は、第2項の規定にかかわらず、登録事業者が法令等によりその業務の停止の措置を受けたときは、停止されている期間について登録を停止するものとする。

5　市長は、第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、和泉市空家バンク制度事業者登録却下通知書（様式第3号）により当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(1)　第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、実施要綱の趣旨に反すると市長が認めたとき。

（空家等に係る登録事項の変更の届出）

第6条　登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、和泉市空家バンク制度事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条　市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取消すとともに、和泉市空家バンク制度事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該登録事業者に通知するものとする。

(1)　登録事業者から和泉市空家バンク制度事業者登録取消届出書（様式第6号）が提出されたとき。

(2)　内容を偽って登録の申請をしたことが判明したとき。

(3)　第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が和泉市空家バンク制度の登録事業者として適格でないと判断したとき。

2　前項の規定により登録が取消され、登録事業者に損害が発生した場合であっても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（登録事業者の役割）

第8条　登録事業者は、宅地建物取引業法その他の法令を遵守し、物件の売買又は賃貸借の媒介を行うものとする。

2　登録事業者は、宅地建物取引業法の規定によりその業務の停止を命じられたとき又は免許の取消しを受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3　登録事業者は、所有者等と媒介契約を締結したときは、市への登録の申込みに関する書類作成や手続を所有者等に代わり行うことができる。

4　登録事業者は、物件の登録期間中に所有者等との媒介契約の期間が終了するときは、事前に所有者等と協議の上、媒介契約の更新又は更新手続きを行うとともに、市への登録内容の変更及び取消しに関する書類作成や手続きを所有者等に代わり行うものとする。

5　登録事業者は、所有者等及び利用希望者に対し、個人情報の保護について実施要綱第14条の遵守を指導するものとする。

（媒介に係る報酬）

第9条　和泉市空家バンク制度により取引が成立した場合に登録事業者が受け取ることができる報酬の額は、宅地建物取引業法第 46 条第 1 項の規定により国土交通大臣が定める額の範囲内とする。

（登録事業者の責務）

第 10 条　登録事業者は、次に掲げる事項に留意の上、媒介を行わなければならない。

(1)　空家等の所有者等や利用希望者等の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応しなければならない。

(2)　取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理しなければならない。

(3)　契約が成立した場合には、実施要綱第 13 条第 3 項の規定により、速やかに市長に報告しなければならない。

(4)　個人情報の取扱いについては、実施要綱第 14 条の規定を遵守しなければならない。

（補足）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、登録事業者の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、令達の日から施行する。（平成 30 年 9 月 27 日）

附　則

この訓令は、令達の日から施行する。（令和 5 年 4 月 20 日）

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

和泉市空家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書

和泉市長　あて

（登録事業者）
所在地又は住所
名称又は屋号
代表者又は氏名　　印
担当者
連絡先

和泉市空家バンク制度実施要綱及び和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱に定める趣旨を理解し、和泉市空家バンク制度の登録事業者となるため、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり申請します。なお、市に提出する書類の記載内容について偽りがないこと及び記載内容について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出することを誓約します。

記

法人名・事業者名			
宅地建物取引業者免許番号			
電　話　番　号		ＦＡＸ番号	
メールアドレス			
ホームページ URL			
所属業界団体			
媒介可能な業務等	１．売買の媒介　　２．賃貸借の媒介 ３．その他（　　）		
暴力団員及び暴力団密接関係者は所属していません。			はい　・　いいえ

添付書類　・宅地建物取引業者免許証（写）
・重要事項説明書（見本）
・その他市長が必要であると認めるもの

様式第２号（第５条関係）

和泉都第　　号
年　　月　　日

様

和泉市長

和泉市空家バンク制度事業者登録完了通知書

年　　月　　日付で申請のあった登録事業者への登録については、下記のとおり登録したので、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱第５条第３項の規定により通知します。

記

登録番号　：　　第　　号
登 録 日　：　　年　　月　　日

※申請内容に変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

※市は、契約及び契約等に関する一切の疑義、紛争等については関与しませんので、当該契約等に係る当事者間及び登録事業者で解決してください。

様式第３号（第５条関係）

和泉都第　　号
年　　月　　日

様

和泉市長

和泉市空家バンク制度事業者登録却下通知書

年　　月　　日付で申請のあった登録事業者への登録については、下記の理由により登録することを認めませんので、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱第５条第５項の規定により通知します。

理由

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

和泉市空家バンク制度事業者登録事項変更届出書

和泉市長　あて

（登録事業者）
所在地又は住所
名称又は屋号
代表者又は氏名　　印
担当者
連絡先

登録事業者の登録の内容について、次のとおり変更があったので、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱第６条の規定により届け出ます。

登録事業者番号	第　　号
変更前	変更後

様式第５号（第７条関係）

和泉都第　　号
年　　月　　日

様

和泉市長

和泉市空家バンク制度事業者登録取消通知書

下記の理由により登録事業者への登録を取り消したので、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

登録番号	第　　号
取　消　日	年　　月　　日
取消理由	

様式第６号（第７条関係）

和泉市空家バンク制度事業者登録取消届出書

年　　月　　日

和泉市長　　あて

（登録事業者）
所在地又は住所
名称又は屋号
代表者又は氏名　　印
担当者
連絡先

次のとおり登録事業者としての登録を取り消したいので、和泉市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要綱第７条第１項第１号の規定により届け出ます。

登録事業者番号	第　　号
取　消　理　由	